

住宅リフォーム事業者団体の登録について

1. 住宅リフォーム事業者団体の登録

住宅リフォーム事業者団体登録規程の定める一定の要件を満たす者は、国土交通省に備える住宅リフォーム事業者団体登録簿に登録することができます。

2. 登録の有効期間

住宅リフォーム事業者団体の登録の有効期間は3年間です。

なお、登録の更新を受けようとする者は、有効期間満了の日の90日前から30日前までに登録の更新申請を行うことが必要です。

3. 登録申請・変更の届出等に必要な書類

表1の登録申請書に係る必要書類一覧及び表2の変更の届出に係る必要書類一覧を参照してください。

4. 提出先窓口

国土交通省住宅局住宅生産課になります。

提出方法等については、窓口にご照会ください。

〒100-8918

東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省住宅局住宅生産課

住宅リフォーム事業者団体登録制度 担当

電話番号 03-5253-8111

表1 登録申請に係る必要書類一覧

【住宅リフォーム事業者団体登録制度】

番号	書類の名称	備考
1	住宅リフォーム事業者団体登録申請書	
2	誓約書	
3	本人確認書類 ※役員等(代表理事、理事、監事など)の全員について必要	・運転免許証、旅券、健康保険証、国民年金手帳など氏名、住居、生年月日の記載のあるものの写し。
4	登記されていないことの証明書 ※役員等(代表理事、理事、監事など)の全員について必要	・発行日から3ヶ月以内のもの
5	身分証明書 ※役員等(代表理事、理事、監事など)の全員について必要	・本籍地の市区町村発行 ・発行日から3ヶ月以内のもの
6	法人の履歴事項全部証明書	・主たる事務所所在地の法務局(登記所)発行 ・発行日から3ヶ月以内のもの
7	業務の状況に関する書面	・直近2年の事業報告書等
8	財産の状況に関する書面	・直近2年の貸借対照表及び損益計算書
9	定款・規約	・登録の要件等が確認できるもの
10	返信用封筒(A4サイズ、宛先を記載の上120円分の切手を貼付)	

(注1)提出する部数は、正本1部(7～9については、2部)。

(注2)登録申請書は、規程第7条第1項に該当する事由の有無の審査のため、登録を実施するために提出した書類に記載の個人情報警察当局に提供されることに同意の上、書類を提出してください。

表2 変更の届出等に係る必要書類一覧

【住宅リフォーム事業者団体登録制度】

番号	提出書類	名称 (略称)	主務官庁	事務所の所在地	役員等		担当者 の氏名・ 連絡先	構成員に 関する事項	人材育成 計画	相談等 窓口の 体制・ 連絡先	ホーム ページ アドレス	その他	備考
					就任	退任							
1	住宅リフォーム事業者団体登録簿 登録事項変更届出書	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	
2	誓約書				○								
3	本人確認書類				○								・運転免許証、旅券、健康保険証、国民年金手帳など氏名、住居、生年月日の記載のあるものの写し。
4	登記されていないことの証明書				○								・発行日から3ヶ月以内のもの
5	身分証明書				○								・本籍地の市区町村発行 ・発行日から3ヶ月以内のもの
6	法人の履歴事項全部証明書	○		○	○	○							・主たる事務所所在地の法務局(登記所)発行 ・発行日から3ヶ月以内のもの
7	構成員に関する事項の変更届出書							○					・構成員に関する事項に変更があった四半期ごと(3,6,9,12月末の基準日時点の状況について、基準日から3週間以内)に提出する必要があります。
8	業務等状況報告書												・毎事業年度の終了後三月以内に提出する必要があります。
9	解散届出書												・返信用封筒(A4サイズ、宛先を記載の上120円分の切手を貼付したものを添付する必要があります。
10	登録抹消申請書												・返信用封筒(A4サイズ、宛先を記載の上120円分の切手を貼付したものを添付する必要があります。

(注1) 提出する部数は、正本1部。

(注2) 登録内容に変更があったときは、その日から30日以内に提出する必要があります。(構成員の名簿は、変更・名簿に変更があった四半期ごと(3,6,9,12月末の基準日時点の状況について、基準日から3週間以内))

(注3) 登録の変更のために、その他書類を必要に応じて求める場合があります。

(注4) 規程第7条第1項に該当する事由の有無の審査のため、登録を実施するために提出した書類に記載の個人情報が警察当局に提供されることに同意の上、書類を提出してください。